

産業建設常任委員会会議録

令和6年3月15日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	成田哲男	副委員長	湯瀬弘充
委員	浅石昌敏	委員	栗山尚記
委員	舘花一仁	委員	戸田芳孝

欠席委員（0名）

事務局出席職員

書記 小田嶋真人

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	黒澤香澄	建設部長	中村修
産業部次長 兼 産業活力課長	金澤寛樹	建設部次長 兼 上下水道課長	大森誠
農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長	関本和人	農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長 兼 種苗交換会準備事務局政策監	佐藤寛
農地林務課長	北方康博	産業活力課政策監 兼 観光交流班長	黒澤香澄
産業活力課政策監 兼 ゼロカーボン推進室長	阿部卓也	都市整備課長	田口和宏
上下水道課技術監 兼 上下水道班長	金澤光浩	農業委員会事務局長	山崎孝人
農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長	石木田慎	農地林務課主幹 兼 農地整備班長	柳舘秀人
農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	関尚人	都市整備課主幹 兼 計画管理班長	土舘広人
都市整備課主幹 兼 道路河川班長	目時浩英	都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	小野寺裕一
農業委員会事務局主幹	阿部友美範	農業振興課副主幹	阿部美紀子
農地林務課副主幹	鈴木和明	農地林務課副主幹	熊谷純明
産業活力課副主幹	泉澤純	産業活力課副主幹 兼 商工振興班長	鎌田学
都市整備課副主幹	村木進悟	上下水道課副主幹 兼 管理班長	美濃山伸也
農業委員会事務局副主幹	齊藤美奈子		

午後 1 時 00 分 開会

【開 会】

○成田委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○成田委員長 昨日までの代表質問から一般質問まで、皆さん大変お疲れさまでございました。

今年度最後の委員会となる 2 日間ですが、皆様にはいろいろ要望とか意見を出させていただいて、それにまた応えていただいたこと、大変感謝いたします。

また新年度からはメンバーも変わるとお思いますので、今日は今のメンバーでしっかりと令和 5 年度を締めたいとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議は、去る 3 月 6 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 11 件及び陳情 2 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいとお思います。

ここで、委員及び職員の皆様にお願ひいたしますが、会議記録を作成する関係上、委員長の許可を得た上で発言をお願いします。それと、マイクのスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願ひます。発言終了後は、マイクのスイッチを切っていただくようにお願ひいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようにお願ひいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

【所管事項の報告】

○成田委員長 初めに、所管事項の報告を受けます。

それでは順次報告願ひます。黒澤部長。

○黒澤産業部長 それでは所管事項についてご報告いたします。

資料の 3 ページをお願いします。

初めに、産業活力課関係の 1 点目「かづの観光総合プロデュース事業について」であります。来年度、地域DMO業務として、観光イベント等の企画運営、体験プログラム運営、ヘリテージ・ツーリズム商品造成、セールス活動及びSNS等デジタルを活用した情報発信等を積極的に推し進めるため、地域おこし協力隊を募集することといたしました。

総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、市との業務委託契約に基づき、鹿角観光ふるさと館に配置するもので、給与及び活動に必要な経費の上限を 520 万円以内として、観光地域づくり推進に

係るDMO運営に係る業務を中心に活動いただきます。委託期間は、令和6年4月1日から1年間とし、最大3年間まで更新を可能とします。

去る2月26日から3月11日まで募集し、1名から応募いただいております。面接による選考を行い、着任は4月以降となる予定です。

2点目、「観光ガイド育成事業について」であります。認定試験及び面談を経て、去る2月16日に、滝と溪谷・縄文食・伝説編6人、滝と溪谷編8人、縄文食・伝説編3人、合計17人に認定証を交付しております。今後、まちの案内人協議会に参画するなど、多くの人に魅力を伝える観光ガイドとして活躍いただきます。

以上で産業部関係の説明を終わります。

○成田委員長 山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 引き続きまして、農業委員会の所管事項についてご報告申し上げます。

「令和5年度遊休農地等に関する取り組みについて」でございますけれども、初めに、(1)の農地パトロールについて、昨年の8月24日から9月29日まで、新任委員を含めた農業委員と推進委員28人、2人で1班の14班体制により、市内の全農地を対象に利用状況等を調査しております。

取りまとめ結果につきましては、3月11日時点のデータと参考までに令和4年度の実績も併せて記載しております。調査項目につきましては、昨年度と同様に、Bの遊休農地とDの非農地、4項目であります。

今年度の調査結果を令和4年度と比べますと、遊休農地と非農地を合わせた合計面積が375.84ヘクタールから379.11ヘクタールと3.27ヘクタール増加しており、年々遊休農地等が拡大してきている状況でございます。

調査後の対応についてであります。B1とB2の遊休農地につきましては農地法に基づき所有者に対して利用意向調査を実施することとされており、詳しくは次の(2)でご説明いたします。

D2の非農地の山林につきましては、これまで所有者からの非農地申請に対し現地確認の上、証明書の交付を行ってきておりましたが、令和3年度から、非農地判断した農地の一部を農業委員会側で非農地処理するとともに、地目変更についても国の要請に基づき、法務局や固定資産税部局等と連携して行政主導により進めてきていることから、今後もこの取組を継続してまいります。

次に、(2)の農地利用意向調査についてでございますけれども、先の農地パトロールで確認された遊休農地の所有者331人に対し、今後の利用意向について、郵送による調査を実施しております。

回答区分はABCの3区分としており、AとBの92人は、作付けまたは保全管理をした方、残りのC84人は耕作や保全管理を全く行っていなかったものです。全く耕作・保全管理をしなかつ

た方に今後の農地利用について質問した結果、3番の農地中間管理事業を利用して売買または賃借のあっせんを希望する方が59名と大半であったことから、この情報を農地バンクに連絡するとともに、今後、地域計画の策定に向けた地域の話合いの場において情報を提供するなど農家間のマッチングや有効な農地利用に向けて生かしてまいります。

なお、最終的な取りまとめにつきましては、年度末頃を予定しております。

所管事項については以上です。

○成田委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、産業活力課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○戸田委員 2番の観光ガイド育成事業なんですけれども、何点か教えてください。

それぞれ試験を受けて、6名、8名、3名。足すと17名になるんですけれども、これはダブっているんですか。それぞれの、滝・溪谷・食とか、それぞれ分かっているんですか。重複している方がいらっしゃるのか、その辺お聞かせください。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 ダブっておりません。実人数で17人となっております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 試験を受けられて、何人不合格で、何人合格したのかは分かりませんが、そこら辺もし分かれば教えていただきたいということと、認定基準とか、あと、やはり経験がなければできないと思うんです。認定に当たり、研修とか養成をされた上で試験をやられたのか、その辺の試験に至るまでの経緯を教えてください。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 それぞれ、滝・溪谷・縄文食等の講座を年間で受講していただいております。受講した人数は17人で、17人全員を合格としておりますが、面接の試験のほかに筆記試験も行っておりまして、筆記試験の点数が90点以上で合格ということにしております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 もう1点ですが、まちの案内人なんですけれども、駅前に案内所がありますよね。ここに常に常駐していらっしゃるのかということと——かつてはあったんですよ、私も行ったことありますので。それから、案内してほしいという依頼があった場合に現地を案内するわけですよね。その辺は即現地案内ができるのか、あと報酬なども教えていただければと思います。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 鹿角花輪駅前案内所にはガイドの方が常駐しております。予約の状況ですけれども、案内人に予約をする際に、DMOを通して——かづの観光物産公社になりますけれども、そちらのほうに事前に電話をいただいて予約いただき、そこでガイドの日程等を確認して、その日に対応できる方を探していただいてマッチングしているといった状況になります。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 もう1点だけ。今回17名、総勢何名いらっしゃって、あと年間現地での案内というのはどれくらいやられているのか。その稼働日数とか、その辺もし分かれば教えてください。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 昨年も17名ほど認定しておりまして、今年も17名ほどで、元々いらっしゃったガイドの方が30名ほどいらっしゃいます。昨年の17名と今年の17名はダブっている方もおりますので、10名ほどは増えており、まちの案内人は約40名になっております。

活動実績につきましては、令和5年度、ガイド件数が72件、ガイドの人数が141名で、ゲスト——お客様ですけれども、1,790名に対応しております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 報酬はわかりますか。報酬というか、日当と言うんですか、案内した場合。あと常駐した場合の報酬。あくまでもボランティアなんですかね。何かお金はもらえるんですか。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 そちらのほうは、DMOのほうで割り振りしておりますけれども、山のガイド、まちのガイドとか、それぞれ場所によって幾らか金額が違っていたり、実費の交通費等々を加味しておりますので、そのときによって金額が違い……（「幾らくらいか分からないですか」の声あり）約3,000円と伺っておりますが、全てが3,000円ではなく、まちの案内はもう少し安い金額でやられているかと思えます。

○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 1番の観光プロデュースのほうですけれども、地域おこし協力隊の制度を利用するということで、先ほど1名の応募が来ているという話ですけれども、これはやはり能力であったりキャリアであったりがないとやる意味すらないと思うんですけれども、どういった方が今応募している状態でしょうか。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 観光に精通している方ではございませんが、これから観光に取り組んでいきたいといった意欲を持った方が応募して下さっております。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 意欲ですね、はい。基本的な契約期間といたしますか、1年ということで、その時点でやはり……なかなか募集してもこない現状はあると思いますが、やはりそこで使えない方でしたらお辞めになっていただくという考え方だと理解してよろしいでしょうか。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 地域おこし協力隊の選考試験にはDMOにも参画いただいております、やはり同じような意見を持っておりますので、現場で1年間見ていただいて判断していただく、また本人の意向についてもそこで伺っていくという方向になります。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、農業委員会関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○浅石委員 今、遊休農地の説明をしてもらったんですけども、最近、鹿角に住んでいなくて親が亡くなるとすぐ裁判所に行って財産放棄をする方が、私だけでも年間1人、2人とここ2、3年続いております。その遊休農地の中に、そういった財産放棄してしまったのが含まれているのかどうかをお聞きします。

○成田委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 この遊休農地の調査結果のところ、財産放棄されている方々の土地は含まれております。実際現場に行くと、農業委員さんたちが周囲の農家の方々に聞いて、「所有者が誰か分からない」というような実態があります。それは後ほど、こちらのほうで所有者不明農地として調べることになっております。

以上です。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 これ、このままそういうのが増えていったと仮定したら、農業委員会として何か手を打つ予定ですか。

○成田委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 その場所は、今後管理していくに足る場所なのかどうかというのが判断基準になります。耕作条件のいいところで相続放棄されて管理できていない場所に関してだと、

どなたかこの後管理して下さる方が見つかる可能性がある場合は、中間管理機構に申し立てて、賃借権の設定をしていただいたりする予定です。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 まず、今言った中間管理機構に預ければ、そういうのも借りる人がいればやれるということなんだけれども、そういう財産放棄したものを一体誰がどういう権利で中間管理機構に預けられるのかというのは、どういうことになりますか。

○成田委員長 阿部主幹。

○阿部農業委員会事務局主幹 相続放棄したものも含めて、相続人のいない場所も含まれますが、そういう土地に関して所有者不明農地であるというふうに市が公告をかけます。その上で中間管理機構に受け入れていただけるかどうかという協議をして、受け入れていただけた場合、賃借権の設定という形になります。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 補足ですけれども、前まで6か月の公告期間ということで、大分事務手続きが長かったんですけれども、国のほうでもその辺を少し勘案しまして、2か月に短縮してございます。ですので、今後ともそういうふうな案件が出てきたときには、スピーディーに事務を進めていきたいと思っております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1)付託事件の審査について

○成田委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第11号「鹿角市甘露緑地休養施設設置条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。北方課長。

○北方農地林務課長 議案書の113ページをお願いいたします。

議案第11号「鹿角市甘露緑地休養施設設置条例の廃止について」。

同条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和6年2月29日提出。鹿角市長。

提案理由であります。鹿角市甘露緑地休養施設設置条例を廃止するため、条例を廃止するもの

であります。

当施設は、林業の担い手の確保・育成及び市民の保健休養の促進を目的として整備され、平成4年度から利用されております。

設置から30年以上経過し、あずまやや木製遊具は著しく老朽化し、また、当時植樹した樹木が生い茂り、施設内の見通しも悪い状況となっております。

こうした状況から、近年は利用者も少なく、併せて、当施設周辺でツキノワグマによる人身事故も発生している状況にあります。

また、施設の設置目的である「林業の担い手確保」及び「市民の保健休養」につきましては、昨年度より林業新規就業者支援対策事業において、林業経営体への雇用支援を行っているほか、令和3年度には黒森山憩いの森を整備し、市民の保健休養の場が提供されております。

これらのことから、当該施設の設置目的は果たしたと捉え、廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例（案）であります。

鹿角市甘藷緑地休養施設設置条例は、廃止する。

附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上であります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 廃止することには特に問題ないと思うんですけども、何らかの形で一般の方の意見とか、そういうのを聞くような機会はあったんでしょうか。これについて。

○成田委員長 熊谷副主幹。

○熊谷農地林務課副主幹 一般の方の意見というのは特に直接公聴会のような場で聞いたりとか、そういう機会を設けたわけではないんですが、監査等の中でも廃止相当の意見があったというようなことはございました。実際その周辺の状況の変化等もありまして、利用者も極端に少ない状況にありましたので、目的は達したというような判断とさせていただきました。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 12 号「鹿角市水道事業の設置等に関する条例及び鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 議案書の 115 ページをお願いいたします。

議案第 12 号「鹿角市水道事業の設置等に関する条例及び鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 29 日提出。鹿角市長。

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例において所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例（案）です。

第 1 条では、鹿角市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてですが、条例第 5 条中、引用する法令に条ずれが生じることから「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改正するものであります。

第 2 条では、鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。第 8 条において引用する法令に条ずれが生じることから、第 1 条と同じく改正を行うものであります。

附則であります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案第 12 号の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 13 号「鹿角市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 引き続き、117 ページをお願いいたします。

議案第 13 号「鹿角市水道事業給水条例の一部改正について」。

鹿角市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 29 日提出。鹿角市長。

提案理由であります。条例第 31 条では水道事業管理者の職権により給水装置の切離しができ規定を定めておりますが、切離した給水装置を再開する際の手続の規定を新たに追加するため、条例を改正するものです。

次のページの改正案をご覧ください。

第 31 条に新たに第 2 項として、「前項の規定により切離した給水装置により再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による」という項を追加いたします。

附則ですが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案第 13 号の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 今まで規定がなかったという説明でしたけれども、それで何か不都合があって新しく規定を加えることにしたんでしょうか。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 今回この項を追加したという意図は、以前常任委員会でもご説明いたしましたが、長期間閉栓している給水装置を撤去することを念頭においておまして、その給水装置を撤去した後、では再開した場合にどういう手続が必要かというのが明記されていないと。はっきりしていないということで、今回これを追加することによってはっきりさせたいということを考えて提案したものです。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 14 号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 引き続き、119 ページをお願いいたします。

議案第 14 号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」。

同条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 29 日提出。鹿角市長。

提案理由であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、水道整備・管理行政がこれまでの厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、関係する条例について所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

次のページの条例（案）をご覧願います。

第 1 条では、鹿角市水道事業給水条例の一部改正についてであります。第 4 条第 1 項及び第 29 条第 2 項ただし書、並びに次のページにかけての第 35 条第 1 号中「厚生労働省令」とあるものを「国土交通省令」に改めます。

第 2 条では、鹿角市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてであります。第 4 条 6 号中「厚生労働大臣」とあるものを「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

附則ですが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で議案 14 号の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 16 号「鹿角市上水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 引き続き、124 ページをお願いいたします。

議案第 16 号「鹿角市上水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用について」。

地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項の規定により、鹿角市上水道事業会計における建設改良積立金をその目的外に使用することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出。鹿角市長。

提案理由であります、建設改良積立金を企業債償還金の資金として目的外使用したいことから、議会の議決を求めるものであります。

中段の表をご覧ください。

現在の建設改良積立金の残高は、4 億 4,162 万 1,252 円ですが、今後、中期的に収益的収支及び資本的収支において財源が不足する見通しであり、建設改良積立金を企業債償還金に目的外使用したいことから、3 億 9,000 万円を目的外使用するものであります。なお、残額であります 5,162 万 1,252 円につきまして不測の事態への対応として建設改良積立金のままといたします。

以上で議案第 16 号の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 本会議でも質問があったと思いますけれども、目的外とは言えども同じ水道くくりのお

金だと思うんですが、考え方として、もうどうしようもできなくなってこういった形を取るのか、それとも、こういう形を取ったほうが全体的なバランスを見た上では正解だと思ってこういうふうにお金を動かすのか。シンプルでいいんですけども、苦肉の策だったのかそれともちゃんと計画されたものなのかをお聞かせください。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 今回建設改良積立金を目的外使用したいという提案については、現在、今年度の予算もそうでしたが、収益的収支の予算が収入が不足している赤字の予算となっております。これが約 5,000 万円ほどの赤字の予算で今年度スタートしています。令和 6 年度の予算につきましても、さらに赤字幅が広がりまして、約 9,000 万円の赤字の予算の見込みです。

この赤字の分が資本的収支のほうに――収益的収支で生まれた資金を資本的収支で活用するというような企業会計の流れになるんですが、水道料金の減少等に伴って、その資金が少なくなりまして、結果として資本的収支の予算の財源不足が生じているような状態ですので、今回建設改良積立金から企業債償還金の資金として活用したいと。これが今後も続く見込みですので、3 億 9,000 万円については、単年度だけではなくて、ここ 2、3 年を見越した中で目的外使用で活用したいというところです。

それで、建設改良積立金は本来は建設改良費に充当するべきなんですが、建設改良費はほぼ工事請負費で、こちらのほうは企業債を 100% 充当できますので、そちらのほうを活用して事業の予算を組んでいきたいと考えております。

以上です。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 単年度ではないということを知りただけで少しだけは安心したんですけども、いずれ収支の問題がベースにありますので、解決するにはある意味水道料金の値上げという方向も見えてくると思いますが、いずれ、何年区切りで計算するか分からないですけども、早めの準備といいますか、いきなり水道料金が上がりましたよという形に思われぬよう計画的に進めていただければと思います。

建設に関しても、ほかの形で起債できるのは分かりますけれども、それも借金でしかない話ですので、何とか計画的に進めていただければと思います。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 おっしゃるとおり、収支が今後も回復する見込みという

のは立ちませんので、新年度早々料金改定について課内で検討を進めて、しかるべきときに説明をしたいと思っております。

以上です。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 関連なんですけど、不測の事態で5,100万円。果たしてこれで十分なのかなという部分の一つあるんですけども、もう一つ、企業債を償還して、今は残高はどれくらいあるんですか。その辺少しお聞かせください。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 令和5年度末の見込みになりますが、約26億9,000万円が企業債の残高となります。

以上です。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 単年度ではなくて毎年度そういう形での返還、これは計画、そういうシミュレーションか何か作成されているんですか。この償還に関しては。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 企業債につきましては、借入れする目的によって企業債の償還期間が決められておりまして、それが30年間のものと15年間のものがあります。それで、これについては当然一度借りるとまず30年間、15年間は金額のほうで確定になりますので、それを見通した上で毎年度借入れする金額等と、あとは前回の常任委員会でもお話がありましたが、管路自体も老朽化が進んでいて更新していかなければならないということがありますので、それらも含めた中で計画的に借入れのほうもそうですし、更新のほうもしていきたいということで考えております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 17 号「令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算（第 13 号）中、歳出 4 款 1 項 3 目環境衛生費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 補正予算書の 20 ページをお願いいたします。

令和 5 年度一般会計補正予算（第 13 号）であります。

4 款 1 項 3 目環境衛生費のコード 0505「合併処理浄化槽整備事業」509 万 4,000 円の減額につきましては、実績見込みによるものであります。

以上です。

○成田委員長 山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 引き続きまして、21 ページをご覧ください。

6 款の農林水産業費についてご説明いたします。

上段の 1 項 1 目の農業委員会費でありますけれども、コード 0101 の「地図データ補正業務委託料」の減額につきましては、発注数量が当初の見込みより減少したことと、入札実績によるものです。

1 項 1 目については以上です。

○成田委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長 同じページの 5 目水田農業対策費のコード 0201

「淡雪こまち振興事業」及びコード 0213「水田転換主力作物づくり強化事業」の補助金の減額、並びに次の 6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0277「新規就農者育成支援事業」の減額は、いずれも実績見込みに伴う減額であります。

次に、8 目畜産管理費の「県北死亡獣畜保冷施設運営負担金」19 万円ですが、運搬費や処理単価の値上がりなど利用実績の見込みにより、関係市町村で負担する運営費を追加するものです。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 同じページの 10 目農地費の、コード 0203「多面的機能支払交付金事業」は本年度の協定面積の確定に基づき減額するものであります。

その下、コード 0244「県営ほ場整備事業〔柴内地区〕」であります。委託料につきましては、

公図作成面積及び権利者調査人数の実績に伴い減額するものであり、また、「基礎調査事業負担金」につきましては、圃場の未相続の解消に時間を要することや、中心となる担い手及び高収益作物の選定が確定できないことから、県単独調査を1年先送りし、減額するものであります。

その下、コード0245「農業水利施設整備事業」であります。次のページをお願いいたします。負担金200万円の増額につきましては、末広頭首工改修事業について、国の補正予算が前倒しとなったことから増額するものであり、同時に令和6年度への繰越明許費の設定を行うこととしております。

その下、コード0246「花輪大堰改修事業」の負担金につきましては、当初、予定していた市道橋改修を見込んでおりましたが、工事箇所の変更により実施されなかったことが減額の主な理由でございます。

続いて2項2目の林業振興費であります。コード0555「林業新規就業者育成支援事業」であります。当初、助成予定人数を4名としておりましたが、11名となることが確定しましたので増額いたします。

次に、コード0565「公有林整備事業」であります。当初、間伐面積19.4ヘクタールを予定しておりましたが、県の配当が11ヘクタールとなったことに伴い、減額するものであります。

6款につきましては以上であります。

引き続き、23ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加配分されたことによる、「くらし応援プレミアム付商品券事業」の財源調整であります。

7款は以上であります。

○成田委員長 田口課長。

○田口都市整備課長 続きまして、都市整備課関係についてご説明します。23ページをお願いします。

8款2項道路橋りょう費は、歳入の財源更正です。

8款3項1目河川総務費についても、歳入の財源更正です。

2目砂防費のうち、コード0501「急傾斜地崩壊対策事業」は、今年度県が実施する対策事業費の減及び補助対象地区の変更に伴い、事業費負担金60万円を減額するものです。

次のページをお願いします。

8款4項2目公園費のうち、コード0305「街区公園等管理費」ですが、公園管理委託料は、精算見込みに伴い、300万円を減額するものです。また、施設補修工事費は、再三の入札不調に伴い未

着工となったことから、244万2,000円を減額するものです。

コード0501「公園施設長寿命化対策事業」は、工事費確定に伴い、49万7,000円を減額するものです。

8款5項1目下水道費のうち、コード0105「下水道事業費」は、下水道事業会計予算の補正に伴い、1,682万4,000円を減額するものです。

8款6項1目住宅管理費のうち、コード0406「安全安心住まいづくり事業」は、耐震診断戸数の確定に伴い、24万円を減額するものです。

都市整備課関係は以上です。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 次のページ、25ページをお願いいたします。

11款1項2目農業用施設災害復旧費の工事費であります。令和4年8月豪雨災害に伴う復旧工事につきまして、入札不調が続いている状況であります。今シーズンの作付けに用水等を確保するため、仮設工により対応する工事費の増額となります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、4款1項3目環境衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、7款商工費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 また入札不調というお話を聞いたので、街区公園等管理費の工事費のところですね。入札不調の理由と伺いますか、どういった理由で不調になったと判断しているのかお聞かせください。

○成田委員長 土館主幹。

○土館都市整備課主幹 兼 計画管理班長 この工事につきましては、桜山地区の登り切ったところののり面工事になります。こちらのほうなんですけれども、業者さんのほうが辞退するということ

でして、その後、格付のほうも変えて打診はさせていただいたんですけれども、それでも手上げすることができなかったということでしたので、今年度はまず一旦引いて、来年度改めて設計を見直しながら再度入札を実施していきたいと考えております。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 金額的なものだったんでしょうか、内容的なものだったんでしょうか。

○成田委員長 田口課長。

○田口課長 入札をしなかった理由としては、手が空かないと。忙しいという理由がほとんどでした。
以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、11 款災害復旧費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○戸田委員 これも入札不調で、農業用施設災害復旧事業 994 万円なんですけれども、これは金額を増額するという事なんです、その辺もう少し詳しく教えてください。何か所くらいあるのか、あとの部分も増やしたのか。

○成田委員長 柳館主幹。

○柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 こちらの補正の中身につきましては、豪雨災害があったところで入札不調などがあり工事が完成できなかったところの仮設というところなんですけれども、こちらにつきましては全部で7か所ございまして、用水路とか頭首工の復旧を要するところなんですけれども、こういうところが水を取れない状況になりますので、仮設の用水路を設置するか、あと道路につきましては仮設の道路を設置するという内容でございます。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決する
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 17 号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 20 号「令和 5 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 補正予算書の 43 ページをお願いいたします。

議案第 20 号「令和 5 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 2 号）」であります。

第 1 条、令和 5 年度鹿角市上水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、債務負担行為の補正ですが、4 月 1 日から行わなければならないため、今年度内に契約をする必要がある浄水場の運転管理業務委託料など 10 件を追加するものであります。

令和 6 年 2 月 29 日提出。鹿角市長。

以上で上水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 20 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 21 号「令和 5 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 続きまして、49 ページをお願いいたします。

議案第 21 号「令和 5 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」であります。

第 1 条、令和 5 年度鹿角市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は、第 2 項営業外収益の予定額を 1,629 万 5,000 円減額し、下水道事業収益を 8 億 6,442 万 8,000 円に改めます。

支出は、第 1 項営業費用を 1,624 万 2,000 円、また、第 2 項営業外費用を 5 万 3,000 円それぞれ減額し、下水道事業費用を 8 億 6,442 万 8,000 円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、第1項補助金を702万9,000円減額し、第2項企業債を390万円増額し、資本的収入を5億1,001万3,000円に改めます。

支出は、第1項建設改良費を454万1,000円減額し、資本的支出を7億5,236万1,000円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第4条の括弧書きを条文のとおり改めます。

第4条は、債務負担行為の補正ですが、こちらも4月1日から行わなければならないため、今年度内に契約をする必要がある下水道台帳システム保守委託料など14件を追加するものであります。

52ページをお願いいたします。

第5条は、企業債の補正で、下水道整備事業の限度額を1億580万円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第6条は、他会計からの補助金を1,682万4,000円減額し、5億9,894万1,000円に改めます。

令和6年2月29日提出。鹿角市長。

64ページをお願いいたします。

収益的収入ですが、1款2項2目他会計補助金1,629万5,000円の減額は、収益的支出の総額に合わせて一般会計からの補助金を減額するものであります。

次のページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1款1項1目管渠費546万5,000円の減額から、2項3目消費税及び地方消費税18万3,000円の増額までは、いずれも実績見込みによるものであります。

66ページをお願いいたします。

資本的収入ですが、1款1項補助金から2項1目企業債までは、いずれも実績見込みによるものであります。

67ページをお願いいたします。

資本的支出ですが、1款1項1目管渠建設改良費及び2目処理場建設改良費の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

3目流域下水道鹿角処理区建設費負担金1,239万8,000円の増額は、国の補正予算に関連し令和6年度に予定していた事業を前倒しして実施することに合わせ、建設費負担金を増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 22 号「令和 6 年度鹿角市一般会計予算中、歳出 4 款 3 項上水道費、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款 1 項 1 目商工総務費、2 目商工振興費、4 目企業誘致対策費、2 項観光費、8 款土木費、11 款災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いします。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 議案第 26 号「令和 6 年度鹿角市一般会計予算」についてご説明いたします。

予算書の 115 ページをお願いいたします。

4 款 3 項 1 目上水道費であります。コード 0101 の「上水道事業費」の「上水道事業会計補助金」2,151 万 1,000 円は、統合前の簡易水道統合整備事業で借り入れた起債の元金及び利子の償還などに係る一般会計からの補助金であります。

コード 0110「非公営小規模水道等施設整備事業」の同補助金 40 万円は、谷内長花水道組合が行う施設改修費への補助金であり、補助率は 3 分の 1 であります。

4 款については以上です。

○成田委員長 金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、5 款についてご説明いたします。116 ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目労働総務費は、職員人件費のほか、事務費、関係団体等への負担金が主なものとなっております。

一番下のコード 0210「女性若者資格取得支援事業」は、40 歳未満の学生及び求職者に対し、就職に必要な能力の向上に資する資格取得に係る受験料等を補助するもので、令和 5 年度からは就業

している方のリスクリングも対象に加えキャリアアップを支援しております。

5 款の説明は以上です。

○成田委員長 山崎事務局長。

○山崎農業委員会事務局長 引き続きまして、次のページの 6 款農林水産業費について説明させていただきます。

1 項 1 目の農業委員会費でありますけれども、説明欄のコード 0005 と 0101 は、事務局職員の人件費や農業委員等への報酬と総会の開催、農地法等に関する事務の執行に関する経費であります。

次の 18 ページをご覧ください。

コード 0105 の「農業者年金業務委託事務費」は、農業者年金の加入促進に要する事務経費となります。

コード 0110 の「機構集積支援事業」は、農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を促進するに当たり、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるよう、国がその事務経費を支援するものであります。

1 項 1 目については以上です。

○成田委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長 ページ飛びまして、121 ページをお願いします。

3 目農業振興費のコード 0240「スマート農業推進事業」の、次のページをお願いします。説明欄の 2 段目、「スマート農業推進事業費補助金」ですが、今年度整備を行った R T K 基地局の活用をさらに推進するため、既存の農業機械に取付けすることで、自動操舵が可能となるアタッチメントを新たに補助対象に追加し、作業の効率化と省力化によるスマート農業を推進します。

次に、コード 0275「農業生産被害防止対策推進事業」の同補助金 100 万円ですが、有害鳥獣による農作物被害を防ぐための電気柵等の設置に対して支援するもので、今年度の実績を基に令和 5 年度当初予算のおよそ 1.5 倍の補助金を計上しております。

次に、4 目園芸振興費については、次のページ、123 ページになりますが、樹園地を承継して生産に取り組む方への支援や、シャインマスカットなどの無核大粒種ぶどうの生産拡大に向けた取組支援に係る経費を計上しております。

5 目水田農業対策費については、淡雪こまちの生産拡大に対する支援や、次の 124 ページになりますが、国の「経営所得安定対策推進事業」に係る経費を計上しております。

同じく 124 ページ下段の 6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0250「かづの農業夢プラン応援事業」ですが、農業法人や認定農業者、新規就農者などが行う経営発展に必要な機械や設備の

導入に対する県の補助事業で、市は協調助成を行っており、13 の経営体が事業を予定しております。

125 ページをお願いします。

コード 0277「新規就農者育成支援事業」ですが、「新規就農者研修支援事業奨励金」は、就農前の研修を支援する市の単独事業で1名が予定しております。

次の「アグリフロンティア育成研修奨励金」は、秋田県の農業試験場等で作業を行いながら、基本的な知識と技術を習得するもので、県と市合わせて月10万円の研修奨励金を給付するものです。

関東と秋田県内から市内へ移住し就農を予定している2名の方が、かづの果樹センターで2年間の研修を行う予定です。

次の「農業次世代人材投資資金」は、新規就農者に営農初期の経営支援として年150万円を交付する国の事業ですが、新年度から就農する1名を加えた9名が対象となっております。

次に、コード 0330「農地集積促進事業」の「農地集積協力金」ですが、農地中間管理機構を通じた農地の集積や集約化への取組に対して、国から協力金が交付となりますが、新年度は間瀬川地区及び小豆沢地区において54ヘクタールを予定しております。

127 ページをお願いします。

9 目畜産振興費ですが、家畜防疫対策やかづの牛生産振興など、畜産全般の振興に係る経費で、予防接種費用の助成や優良牛の精液及び受精卵の購入助成のほか、かづの牛の繁殖用雌牛の購入に対する助成経費を計上しております。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 128 ページをお願いいたします。

10 目の農地費であります。市の直接管理となっております農業用施設の維持管理経費や、県営土地改良事業の負担金、また、多面的機能支払交付金事業など、農村環境の保全・向上を図るための交付金等を計上しております。

129 ページをお願いいたします。

コード 0243「県営ほ場整備事業〔毛馬内北部地区〕」は、県単調査事業を経て6年度より圃場整備事業に着手することに伴い、工事に係る実施設計等の費用を計上しております。

一番下のコード 0247「花輪大堰改修事業」では、今年度は舟場の勝田呉服店から北側の舟場三区自治会館までの80メートルを整備し、来年度はその続き、秋北バス営業所裏までの150メートルを整備予定であります。

○成田委員長 関本課長。

○**関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長** 130 ページをお願いします。

下段の 11 目種苗交換会開催費ですが、当市を会場に、第 147 回秋田県種苗交換会が 11 月 1 日から 5 日までの日程で開催されますが、一番下の種苗交換会開催費負担金 6,300 万円は、新年度に設立される鹿角市協賛会に対する負担金であります。

○**成田委員長** 北方課長。

○**北方農地林務課長** 132 ページをお願いいたします。

2 項 2 目林業振興費は、森林経営管理事業や、森林施業への補助、有害鳥獣対策及び公有林管理費などの費用を計上しております。

コード 0101「森林経営管理推進事業」では、森林経営管理制度に基づき、花輪の内山・甘露地区の経済林を再委託するほか、草木・長野地区の現地調査、大湯の大平・田代平・中滝・折戸地区の森林所有者に対し、市に委託するかどうかの意向調査を実施する予定です。

次のページをお願いいたします。

コード 0201「有害鳥獣被害防止対策事業」では、今年度のツキノワグマの異常発生を踏まえ、住宅地に植えられている栗や柿などの、熊を誘引する樹木の伐採を支援する「緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金」を新設し、令和 7 年度までの 2 年間において、伐採に要する費用の一部、1 本当たり 5 万円を上限に支援するものであります。

また、「鳥獣被害防止対策交付金」においては、熊の異常発生が複数年続くことを想定し、今年度並みの駆除数やわな設置に係る費用を計上し、さらに箱わな 5 基を増設します。また、若い猟友会員に対し、熊などの解体技術を継承するため、旧山根保育園に給水管を整備し、解体施設として活用します。

次のページをお願いいたします。

コード 0206「鹿角市植樹祭開催事業」であります。今年度までストーンサークル周辺で開催していましたが、文化庁との植樹協議期間が終了したことに伴い、来年度は花輪の上沼地域において開催する予定であります。

その下、コード 0305「林道管理費」の「林道橋点検委託料」は、長寿命化を図るため 16 橋の橋梁点検を行います。また、「林道等補修工事費」は林道橋 5 橋の補修工事費を行います。

6 款につきましては以上であります。

○**成田委員長** 金澤次長。

○**金澤産業部次長 兼 産業活力課長** 続きまして、7 款について説明いたします。136 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目商工総務費は、職員人件費、庶務的経費、また、商工関係諸団体への負担金等を計上しております。

次の 137 ページをお願いします。

2 目商工振興費の主なものについてですが、コード 0207 の「燃料高騰対策支援事業」は、燃料価格の高止まりにより厳しい経営状況が続くトラック運送関連事業者に対し、燃料費の一部を支援するもので、普通貨物自動車は 1 台当たり 2 万円、軽貨物は 1 台当たり 5,000 円を助成します。

138 ページをお願いします。

1 番上の、コード 0210 の「企業立地促進事業」では、既に指定事業者の指定を行った 5 社に対する助成金を計上しております。

続いて、コード 0215 「外国人材活用支援事業」は、事業所における外国人材の活用を支援するため、居住場所となる空き家の改修費用の一部を助成するもので、補助率は 2 分の 1、上限 100 万円です。

続いて、コード 0225 「企業力強化促進事業」は、工業振興会に委託して製造業をはじめとする市内事業者の労働生産性の向上を図っているもので、これまでアドバイザーを配置し、人材育成や財務分析、D X 推進等に対する支援を行ってきましたが、これらに加え、新年度からは、若手経営者ネットワークにおいて脱炭素化経営に向けた情報提供と取組事例の共有を行いながら、その実践手法の取得を支援します。

コード 0226 の「中小企業 D X 推進事業」は、中小企業が業務効率化や生産性向上などにより収益性を高められるよう、ソフトウェアやシステム機器の導入経費の一部を助成するものです。補助率は先ほど説明した企業力強化促進事業により D X 実行計画を策定し導入する事業者については、導入経費の 2 分の 1、独自に D X 実行計画を策定し導入する事業者は 3 分の 2 で、いずれも上限は 100 万円です。

139 ページをお願いします。

コード 0273 の「カーボンニュートラル推進事業」では、ゼロカーボンシティの実現に向けた機運醸成を図るため、コミュニティ FM を活用するなど情報発信を強化します。

コード 0276 の「再エネ導入事業」では、今年度同様、地域向け電源の導入促進を図るとともに、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池等の導入費用の一部を支援します。

140 ページをお願いします。

コード 0278 の「エネルギー利用効率化促進事業」では、省エネ化を進めるため、今年度に引き続き事業所における省エネ設備への更新を支援するとともに、新たに家庭で使用する冷蔵庫やエア

コンの購入費用の一部を支援します。補助率は2分の1、上限は冷蔵庫・エアコンとも10万円です。

142 ページをお願いします。

4目企業誘致対策費です。コード0201「企業誘致促進事業」では、企業とのマッチングイベントに出展するほか、進出の可能性が高い企業を選定し、本市での視察・体験ツアーを開催いたします。

続いて、2項観光費についてご説明いたします。

1目観光総務費は、職員人件費のほか、観光関係団体への負担金、温泉管理等に関する経費が主な内容となっております。

飛びまして、145 ページをお願いします。

2目観光振興費です。コード0226「観光アクセス充実対策事業」ですが、このうち「花輪線利用促進事業委託料」は、沿線住民等を対象とした観光ツアーを継続的に開催するもの、その下の「自家用有償旅客運送委託料」は、八幡平山頂から志張温泉間において、少人数や自由度の高いスケジュールにも対応可能な輸送方法を7月から開始するもので、現行の十和田湖と八幡平を結ぶ観光路線バスの再構築に着手します。

146 ページをお願いします。

コード0267「かづの観光総合プロデュース事業」では、DMOに対し人材を配置するとともに、観光関係事業者を巻き込みながら鹿角観光を総合的にプロデュースする取組を支援します。

147 ページをお願いします。

コード0295「観光発見八郎太郎三湖伝説事業」では、これまでシンポジウムやモデルツアーを開催してきましたが、新年度においては、潟上市の八郎まつりと仙北市の龍神まつりを招請してイベントを開催します。

148 ページをお願いします。

コード0370「ヘリテージ・ツーリズム推進事業」では、世界級の遺産を持つ本市の魅力を生かした誘客を図るため、ヘリテージ・ツーリズムコーディネーターを配置して旅行商品の造成や営業を行うDMOの取組を支援するとともに、郷土料理をテーマとしたイベントを開催することで、地域の「食」の観光コンテンツとしての活用を図ります。

続きまして、3目観光施設費は、観光施設や登山道などの管理に係る経費であります。

151 ページをお願いします。

コード0350「鹿角観光ふるさと館管理費」ですが、修繕料は、トイレ・休憩所がある棟について、裏側の外壁の一部が剥離していることから修繕するもの、「施設改修工事費」は、多目的ホー

ルの照明を改修するものです。

コード 0355「湯の駅おおゆ管理費」は、指定管理の更新に合わせ、施設の管理に要する費用を指定管理料として計上したほか、植栽管理については、市が直営で行うことに見直しを行いました。

続きまして、4目交流推進費であります。コード0510「都市農村交流事業」は、例年同様よつぎ小学校児童を招待するほか、交流開始40周年を記念し、市内小学生がよつぎ地区を訪問し、相互交流を図ります。

7款の説明は以上です。

○成田委員長 田口課長。

○田口都市整備課長 続きまして、8款土木費についてご説明いたします。

152ページをお願いします。

8款1項土木管理費であります。人件費、庶務的経費、道路整備促進期成同盟会など関係団体への負担金等を計上しております。

154ページをお願いします。

8款2項道路橋りょう費のうち1目道路橋りょう総務費であります。道路占用事務経費、道路台帳整備に係る経費が主なものであります。

2目道路橋りょう維持費であります。道路管理に使用する車両の経費、道路や橋梁の補修、路肩の草刈りなど、市道の維持管理に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード0220「橋りょう長寿命化対策事業」であります。次のページをお願いします。国の補助金を活用し、鹿角市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき対策を進めるもので、来年度の主な対策としましては、85橋の法定点検、幹線市道に位置する大和橋の第Ⅱ期補修工事及び堰ノ口橋補修工事と、PCB含有塗装が確認された高清水橋及び大川原橋の塗装塗替工事、令和4年8月の豪雨で被災した丑道下夕橋の架け替え工事を実施するものです。

3目除雪対策費であります。安全な冬期交通路の確保に向け、道路除雪に係る経費等を計上しております。

157ページをお願いします。

コード0210「融雪施設整備事業」であります。八幡平字湯瀬地内の市道湯坂線において、経年劣化により機能低下した融雪システムを更新するもので、来年度は国道から踏切までの25メートル間で更新工事を実施するものです。

4目交通安全施設費であります。交通安全施設の維持管理及び整備に係る経費を計上しており

ます。

158 ページをお願いします。

5 目道路新設改良費であります。市道の路盤改良や舗装等に係る経費を計上しております。

8 款 3 項河川費のうち 1 目河川総務費であります。河川関係の諸会負担金及び市が管理する普通河川の維持管理及び整備に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0205「河川台帳整備事業」であります。市が管理する普通河川において、土砂堆積や河床洗堀が起因の災害を防ぐため、現況を調査し、維持管理に必要なデータを集約した台帳を作成するもので、来年度は測量データを図化するシステムの導入と、不動川及び花軒田沢川のレーザー測量等を実施するものです。

2 目砂防費であります。県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上しております。

8 款 4 項都市計画費のうち 1 目都市計画総務費であります。都市計画関係の諸会負担金、都市計画審議会及び景観審議会に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0216「都市計画道路見直し事業」であります。来年度は法定図書の作成及び縦覧を行い、その後市の都計審を経て、公告に向け県・国と協議等を実施するものであります。

2 目公園費であります。都市公園の維持管理や整備に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0501「公園施設長寿命化対策事業」であります。市が管理する公園の遊具等について、法定点検結果に基づいた修繕と、錦木塚公園駐車場の舗装補修工事及び総合運動公園等の遊具撤去工事を行うものです。

162 ページをお願いします。

8 款 6 項住宅費のうち 1 目住宅管理費であります。市営住宅の維持管理や民間住宅改修の支援に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0406「安全安心住まいづくり事業」であります。これまでの住環境の向上等に係る改修支援項目のうち、来年度に限り国の交付金が活用できる断熱改修支援について、補助金上限額を 20 万円から 30 万円、対象件数を 15 件から 20 件に増やすことで、一般家庭レベルでのさらなる脱炭素化の促進を図るものです。

2 目住宅建設費であります。コード 0505「公営住宅建設事業」は、毛馬内住宅の建て替えに係

る経費であります。来年度は旧松山住宅の解体工事を実施し、平成 28 年度から始まった建替事業を完了するものです。

8 款土木費についての説明を終わります。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 ページが飛びますが、200 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費であります、1 項及び 2 項につきましては存置項目となっております。

以上で一般会計当初予算の説明を終わります。

○成田委員長 ここで、午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩

○

午後 2 時 30 分 再開

○成田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、4 款 3 項上水道費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、5 款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、6 款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。浅石委員。

○浅石委員 127 ページですが、牛を飼っている方が、飼料の高騰で大変今難儀をしているというお話を聞きます。見ていると当初予算にはないんだけど、その辺少し考えてもらいたいという要望が結構来ているそうなんです。お分かりのとおり、昨年から灯油が上がって、乾燥設備に対しての調査結果が来ましたよね。あれも灯油の高値で補助してくれるという目的で調査して……お金をもらったんだっけ、あれ。

そういうのもやっていたので、できれば家畜関係の方のそういった飼料高騰に対してどういう苦しみがあるのか調査して、そういった補助金をつけてほしいということを言われましたので、どうかよろしくをお願いいたします。

○成田委員長 石木田主幹。

○石木田農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 畜産農家の方々の支援についてということで、

要望を聞いてもらいたいということでございますけれども、一昨日の宮野議員の一般質問でもお答えいたしましたけれども、まず国と県のほうでも、この飼料高騰、物価高騰に係る支援を出しているところでありまして、市においても受精卵であったり精液であったり、そういった支援をしてきているところでございます。

実は、うちのほうも大変困っているだろうなというところでは感じておるところなんですけれども、要望等については来ていないところでもあります。ですので、今後の支援につきましても、まず国や県の支援の動向や社会情勢の変化を注視するとともに、経営体からの要望も踏まえながら、支援内容やそのタイミングについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。館花委員。

○館花委員 124 ページのコード 0276「安全米づくり支援事業」の中の湛水管理委託料、こちら 144 万 7,000 円ほどあるんですが、カドミ米にならないように湛水の管理をするということで、こちらの管理というか委託はどこにやるんでしょうか。

○成田委員長 石木田主幹。

○石木田農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 こちらの湛水管理委託料につきましては、委託先については鹿角地域重金属汚染防止対策協議会に委託しておりまして、この協議会については、市と農協と主食用集荷団体の方々が組織する協議会でございます。委託の内容につきましては、市内の地域を水稲の出穂期の前後 3 週間、7 月 15 日から 8 月 15 日の湛水期間を巡視して歩きます。それで、もし湛水になっていない場合につきましては、直接その団体から農家さんへの指導・助言をするといったような内容になります。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 その巡視する方というのは、農業支援員か何かの人ですか。例えば委託しているものがあると思うんですけれども、その人たちが回って歩くということによろしいですか。

○成田委員長 石木田主幹。

○石木田農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 農協の職員であったり、集荷団体の職員の方が現場を回って歩いております。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 その中で、湛水になっていない場合は指導するというだけに留まるんですか。それとも誰かが、「湛水になっていないから」ということで圃場をやっている方に直接「湛水してください」とかと、そういうふうな助言とか指導はするんですか。

○成田委員長 石木田主幹。

○石木田農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 湛水がなされていない場合につきましては市のほうにも報告が来ますので、その報告で所有者の方を調べて、市のほうから直接本人へ指導しているところです。

○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 130 ページの種苗交換会のところです。開催費負担金を協賛会へという説明でしたけれども、その協賛会の構成、メンバーといえますか、構成団体といえますか、それをお願いします。

○成田委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長 協賛会の構成員ということですが、現在のところ前回平成 27 年度を参考に考えているんですが、会長は鹿角市長、副会長として市議会議長と J A の組合長さん、参与として産建の委員の皆様、警察、商工会など農業に偏らないで協賛会のメンバーになっていただいて、市全体で盛り上げていきたいと考えております。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 私たちも入るということで今びっくりしたんですけれども。これに関しては歳入の部分はこの委員会は担当ではないかもしれませんが、このページだけ見ると、この六千七百何十万円のところ、おそらく県・国からも何らかの形でお金がきていると思うんですけれども、おおよその金額でいいので、どれくらいそちらのほうから出されているのか。

○成田委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長 県と国からはお金は入りませんでして、市からの負担金、あとは広告料とか協賛金、企業の皆様から頂く協賛金、あとは使用料ということで、いろいろなお店を出店していただくんですけれども、そのこま代も合わせまして、全部で 8,800 万円くらいの事業費を見込んでおります。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 ちなみに協賛会へ私たちが入ったとして、変なお金をもらうということはないですよ。

○成田委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 兼 種苗交換会準備事務局長 協賛会に参加される皆様ももらうというわけではなくて、協賛会のメンバーの方々も協力していろいろな方に声をかけていただいて、協賛金をお願いしていただきたいということでもあります。

○成田委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 128 ページの 0203「多面的機能支払交付金事業」なんですが、先ほど令和 5 年度の補正

でマイナス1,200万円くらいの補正があったんですけども、今この事業を利用されている団体組織というのはどれくらいあるのか教えてください。

○成田委員長 柳館主幹。

○柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 令和5年度時点では、多面的機能支払交付金事業に参加している組織としては63組織となっております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 意外と少ないんですね。私、これは非常にいい事業だと思うんです。私も参加していますし。これは国の施策で、たしか当初だと5年くらいで終わるような話を聞いていたんですけども、これはずっと続くと考えていいんですかね。

○成田委員長 柳館主幹。

○柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 こちらの事業については、1回の取組がまず5年という形になりまして、その後また次期対策ということでまたさらに協定締結できるのであればまた5年取り組めるというルールとなっております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 これ、たしか単価が下がりましたよね。下がったと思ったんですよ。これはやはり5年区切りで見直しして、これからもそういう形で……私もう少し充実させてもいいと思うんですけども、その点の見通しはどうなんですか。

○成田委員長 柳館主幹。

○柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 こちらにつきましては、特に単価を下げたというわけではないんですが、1回目の、平成26年度からこの事業が始まっているんですけども、1期目につきましてはこの中のメニューの資源向上活動につきましては100%ということになっているんですが、2期目からは75%というルールで最初から決まっていたので、まず2回目に入る組織については「下がったな」という感覚になると思われます。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 分かりました。あと1番下に社会保険料とあるんですが、これは万が一活動中のけがの保障ということでいいんですか。もし保障であれば、どれくらいの保障なのか、その辺お聞かせください。

○成田委員長 柳館主幹。

○柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 こちらにつきましては、市の事業推進のために会計年度任用職員を雇っております、そちらに係る社会保険料でございます。

- 成田委員長 戸田委員。
- 戸田委員 組織の活動中の保障というのは入っていないんですか。
- 成田委員長 柳館主幹。
- 柳館農地林務課主幹 兼 農地整備班長 そちらにつきましては、交付金の中でそういう保険に入
っていただくようにしております。
- 成田委員長 ほかにございませんか。湯瀬副委員長。
- 湯瀬副委員長 133 ページ、コード 0201 の「緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業」なんですけれ
ども、1本当たり5万円が上限という先ほどの話ですけれども、割合的には何割くらいなんです
か。上限が5万円。
- 成田委員長 関主幹。
- 関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 100%補助で、上限が5万円というふうに考えておりま
す。
- 成田委員長 湯瀬副委員長。
- 湯瀬副委員長 100%で。これ1本当たりと書いてあるので、では1人何本でも使えるということ
ですか。
- 成田委員長 関主幹。
- 関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 1本当たり5万円が上限と考えております。（「上限。分
かりました」の声あり）
- 成田委員長 館花委員。
- 館花委員 今の同じところなんです、栗や柿の木に対して1本当たり5万円を上限として補助し
ますと。こちら、個人の家で何本も植えている方もおるんですが、その上限はないんですか。
- 成田委員長 関主幹。
- 関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 上限とかそういうのはございません。
- 成田委員長 館花委員。
- 館花委員 例えば、こちら個人で申請ができない方、また自治会とかでまとめてやるということも
申請したらできるものなんでしょうか。
- 成田委員長 関主幹。
- 関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 現在想定しておりますのが、対象となる方につきまし
ては市内に住所を有し、樹木を所有または所有者から同意を得て管理する個人または団体としてお
ります。そして具体的に住宅地の定義といたしますか、そういったのは、分かりやすく言えば、家の

隣にある栗とか柿の木と、そういう形で考えております。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 個人的なことで申し訳ないですけれども、私の自治会の中でもやはり切ってもらいたいというので、「何とか自治会でやってくれないか」と頼まれている部分があったものですから、この制度というのは本当にありがたいなと思っていますので、申請に行きますのでひとつよろしくお願いたします。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 これ、多分今の話でいくとすごく条件がいいのですがすぐ予算が足りなくなると思うんですけども、追加も想定していますでしょうか。

○成田委員長 関主幹。

○関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 やはりこの制度は緊急ということで、そして特に今年度皆様も実感していらっしゃると思いますけれども、やはり住宅のすぐそばに被害を及ぼすおそれがありますので、積極的に補正予算で対応していきたいと担当として考えております。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 私、去年の一般質問で忌避剤の補助ができないかということで却下されたわけなんですけれども、確かに箱わなとか、いろんな栗の木を切ったりというのは大事なことですけれども、わなも増やしたということでもいいんですけども、今ハンターに例えば「熊が出たから来てくれ」と言っても、ハンターの皆さん仕事をしていますよね。だからなかなか休んでまでやるということは容易でないという話も聞きます。

それで、例えばですよ、定期的に5分、10分の間に自動的に大きな音がる装置を実験してみるとか、そういう新しい試みをやる必要があるのではないかということと合わせて、忌避剤もやはり実験的に、確かに民家にやると臭いがすごいというんですけども、民家ではなく例えば集落に入ってくる山からの道のところにやるとか、そういう実験をしてもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 まず忌避剤については、実験的にやるとしても、例えば畑、田んぼを守るために使うのであればとんでもない量を使うと。それが下流域に及ぼす影響というのは、我々でも責任が取れませんので、忌避剤についてはこれまでと同様、補助対象などは現在のところ考えておりません。

あと、定期的な音が鳴るものというのは、果樹農家さんであれば普通に果樹園の中で利用してい

る方も多くいらっしゃいますので、そういったものは、果樹園地であるので熊が来やすい場所とかと特定できますが、例えば広いソバ畑とかそういうところではどこに出てくるのか分かりませんので、そういった実験的なこともできないのかなというふうには考えております。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 実は4、5年前から秋田県のソバ生産者協議会というのができまして、今年の1月に会議をやったんですけども、熊被害が出ているのは鹿角市だけなんですよ。ソバに対して。あと羽後町とかは何も被害が出ていないんです。それで、また去年と同じように75ヘクタールも食べられてしまうと大変なことになりますので、市が協力してくれないとすれば私自身が少し実験して、秋にはその評価をします。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 以前もお答えしたと思うんですが、やはりここで昨シーズンにソバが多くやられたという地域を私も見ましたけれども、11月に天候が非常によろしくなかったということで、刈り遅れが目立って、実際に圃場も見ましたけれども、適期刈取りができなかったことが一番の理由だと思っています。

その降りた実を食べに来て、そこで多くのソバが折れていることを知った熊が再三に渡り来ていると私は捉えていましたので、やはり、前も言いましたが、秋ソバに変えるとかそういう計画の段階で秋に偏ることのないような生産を逆をお願いしたいと私は思っております。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 反論するわけではないんですけども、計画どおりに仕事をしたくても、自分の家のそばに熊が来るからということで、鹿角全域から電話が来るんです。「私のところに早く来てください」というような電話が来るもので、そこに行って全部やりたいんですけども、あちこちに行くものだから能率が悪くなってしまって遅れ気味になってしまったというのも一つの原因なんです。

だから、いろんな範囲のところでも熊が出てきてしまったもので、その対応だったというのが作業の遅れにもつながったかと私は思っております。

○成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 対応が遅れるような範囲とか、そういったものも含めて計画の段階から適正な管理をしていただきたいと思っています。

○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 先ほどの関連だと思うんですけども、若手の要は訓練のために処理場の話がありましたけれども、先日猟友会の皆さんと情報交換をしまして、それは本当に早くやってほしいとい

う要望がありました。

もう1つ、これは質問ではないです。聞いてきた話なので。意外と若手がいるというのが実感でした。免許を取るための補助金も非常に助かっていると皆さんおっしゃっていました。ただやっぱり経験値がないので、撃つ練習をするのにも弾の値段がすごく上がっていて、だから練習にもお金がかかってしまうということがありましたので、そういうのも少し何か補助があればいいのになどという話を伺ってきました。これはただ伝えるだけです。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、4目企業誘致対策費、2項観光費の当常任委員会所管の7款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。館花委員。

○館花委員 138ページの0215「外国人材活用支援事業」、こちら100万円の予算が措置されておりますが、これは市内に外国人を雇用するときに空き家を活用してということではありますが、今正直外国人の労働者というのは、鹿角に何か国で何人くらいおられるのか分かりましたら教えてください。

○成田委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 兼 商工振興班長 先ほどの外国人活用支援事業の中の、外国人の現在の状況なんですけれども、春先、大体6月頃に毎年市内の企業様に調査を行っておりまして、6月末の数字なんですけれども、今現在鹿角市内で働いている外国人につきましては24名いらっしゃいます。どこの国かというのはちょっと今手元に情報がないんですけれども、6社で24名おります。

最近の動向としましては、やはり外国人は住宅のほうがなかなか借りれない、来たばかりで信用もありませんので。ということなので、会社が代表して空き家を借りて、改修して、そこで住んでいただくということで1事業者当たり100万円の上限で支援を考えております。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 24名、割と少ないんですね。私ちょっといろいろ歩いている中では、団体で外国人と一緒に歩いて、病院とかでもたまに会うんですけれども10人単位でいたりするので、もっと多いのかなと思っていたんですけれども。そういう人たちがこの住宅ということで空き家を活用するに当たって、100万円は足りないのではないかと考えているんですが、もしこういうのをもっと活用したいというのが多ければ補正で増やすことも可能ですか。

○成田委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 兼 商工振興班長 すみません、先ほどの24名なんですが、我々が所管しているのはあくまでも製造業だけですので、このほかに介護職とか、ふくし会さんのほうでもかなりの外国人がいらっしゃいますので、製造業だけで24名ということであります。

あと、活用していただいて、来年度初めての試みですので、事業所さんのほうから意見をいただきながら、好評であれば引き続きやっていくのか、制度改正して対応していくのか、検討していきたいと思います。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 ぜひ外国人の方を雇用されている業者さんにも周知していただいて、こういう制度もあるよと、しっかり届けてください。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 137ページの0207「燃料高騰対策支援事業」なんですけれども、先ほどの説明で関連事業所も含むという話なんですけど、まずトラック業者は何業者あるのか。それとその関連事業者とはどういう事業者のことをいうのか、その辺お聞かせください。

○成田委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 兼 商工振興班長 今回の燃料高騰対策支援事業のトラックの支援金なんですけれども、こちらのほうはあくまでも前段で秋田県のほうでもトラックの運輸に対して補助金を4月から出します。それと全て同じ内容で市も制度設計をしたわけなんですけれども、1点違うところが、秋田県では「本社を秋田県内に置く企業のみ」ということで対象にしているんですが、鹿角市の場合は「市内に事業所を置く」というところで対象を拡充しているところでございます。

対象として想定しているのが、市内で12社ありまして、対象車両につきましては大体200台程度。こちらのほうはトラック協会のほうから資料をいただきまして、台数のほうは把握しております。（「あと関連事業者とはどういう関連」の声あり）関連事業者というのは、トラック運送、中小企業の中でも株式会社だったり法人だったり個人がありますので、関連事業者というよりは、トラック運送業者というくくりで考えております。

○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 140ページ、「エネルギー利用効率化促進事業」。エアコン等々への補助金なんですけど、これは利用条件が星でいうところの3以上という、そういった説明があったわけですが、この3とか3.5というのは広告に載っているような星だったらすごいレベルが低くも3や3.5とつくんで

すけれども、業者の人に聞いたら、秋田県でも同じようなものがあったんだけど、星の基準が厳しすぎて使う人がなかなかいなかったの で下げたというような話を聞いたんですが、そういった情報は入ってきているの判断でしょうか。

○成田委員長 阿部政策監。

○阿部産業活力課政策監 兼 ゼロカーボン推進室長 こちらの事業につきましては、県のほうでも現在第2弾ということで進めておりまして、委員のおっしゃるとおり、昨年がそういう基準対象にしてなかなか厳しいということもありまして、両方2以上に引下げをして幅広く交付すると県からお聞きしております。

しかしながら、我々としましては、2030年までにゼロカーボンを目指すということで、非常に高効率で各メーカーが推奨する、極めてCO₂の削減量ですとか電力消費量の抑制が高い基準のものにあえて設定させていただきました。エアコンに関しましては冬場の暖房としても使用していただきたいということで、寒冷地仕様のものでお願いしたいと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思 います。

以上です。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 そうですね。目的はあくまでもゼロを目指すということですので、ならば妥協をしないで最後まで貫いてください。

以上です。

○成田委員長 湯瀬副委員長。

○湯瀬副委員長 147ページのコード0295「観光発見八郎太郎三湖伝説事業」なんですけれども、こちら92万4,000円の予算がついているんですが、これは3市合同でやるということで、そちらのほかの市からも予算が同じくらい出るイメージでしょうか。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 仙北市、潟上市からの予算はいただかない方向ですが、物産展等を出店して下さるとい 話は伺っておりますので、その分を各市で負担していただく方向になります。

○成田委員長 湯瀬副委員長。

○湯瀬副委員長 鹿角市で全部持って招待するというので、分かりましたけれども、規模感的にどの程度の規模を想定してこの予算なんですか。場所とか。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 会場につきましては、今のところ道の駅かづのあんとらあの中庭を想定しております。そこに集まれるだけの人数を集めたいと思っておりますが、龍の担ぎ手等に必要な人数は、龍神まつりで50人ほど、潟上市のほうでも昨年持ってきていただいた辰子龍より大きい太郎龍のほうを持ってくるということですので、そちらの担ぎ手も50名ほど必要だということで、市民を対象に集めるわけですけれども、それ以外にもSNSで発信しますので、周辺の市町村からも誘客できるように情報提供していきたいと思っております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 142ページの0201「企業誘致促進事業」なんですが、その下に「サテライトオフィス視察ツアー企画・運營業務委託料」400万円。ちょっとよく理解できないんですけども、これはどうなんですか。ツアーを企画して鹿角市のまちなかオフィスですか、そこを見学してもらうということなんですか。これで企業誘致につながるのか、私ちょっと疑問なんですけれども、その辺どういう目的、どういうツアーの内容か教えてください。

○成田委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 兼 商工振興班長 サテライトオフィス視察ツアー企画・運營業務委託料ですけれども、こちらのほうは、本市に進出の可能性のある業種をターゲットにしておりまして、情報サービス業とかインターネット、それからIT系、新興エネルギー関連業——再エネ関連のところですけども、そちらをまちなかオフィスだけではなく、市内の空き家、まずこういった関連企業につきましては何十人とか何百人という単位の従業員はいませんので、大抵4、5人、多くて10人くらいの従業員でやれる会社を誘致したいと考えていまして、先ほど言いましたように空き家とか空き公共施設、こちらのほうを實際に来ていただいて、目で見えていただいて、さらには市内の企業さんとの交流会とか、関連する関係者と意見交換をしてもらう中で、市との関係性を構築して誘致につなげていきたいという事業であります。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 企業誘致促進事業、何かもうちょっと……内容がいまいち、もっと濃くなくてはいけなかなという気がするんですけども、この業務委託料、委託先はどこに委託されるのか、それとこれは何回くらい企画されるんですか。それもお聞かせください。

○成田委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 兼 商工振興班長 こちらのツアーに関しましては、なぜこういった形で制度をつくったかといいますと、昨年度企業誘致懇談会といまして、首都圏で様々な企業が集ま

って意見交換をする場がございました。その中で、我々もターゲットとしていた企業もありましたけれども、実際仙北市さんのほうでこういったツアーをやられていまして、そういった体験をしてみても、やはりその市のイメージがかなり上がって企業の進出に結びついたという事例もありました。

それで我々も、やはり来ていただく企業さんですので、来ていただく上ではまず市を知ってもらう、この土地を知ってもらうということが非常に大事になってくると考えております。さらには企業さんのほうも、来たのはいいけれども、周りの人たちとつながりがないということは非常に気にしていらっしゃいましたので、まず来ていただいて周りとの関係性を構築していただいて、進出していただくという流れで、我々はこういった事業を計画したところでございます。

実施の回数なんですけれども、年2回、やはり夏と厳しい冬を実際に見ていただく必要があると思ひまして、年2回で、定員につきましては1社1名で大体4社くらいを想定しております。

委託先なんですけど、こちらのほうは来年度早々にプロポーザルにより決定して、事業を実施したいと考えております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。浅石委員。

○浅石委員 145ページの0226の「自家用有償旅客運送委託料」ということで、この間NPO法人を立ち上げるための会に私も館花委員も行ってきましたけれども、本来であれば行政が何とかしてくれるのを待っていただけなくて、自分たちでやらないと自分たちのところにお客さんが来ないということで立ち上げたのかなと思います。しかし、民間だけでやるのにはかなり厳しいことをやろうとしているのかなとも感じたんですけれども、やってみなければ分からない状態だと。

ですのでこれ、いろいろなことで設立するまでも市と担当と足を運んでもらって、何とかこのNPO法人がうまく立ち上がって成功するようにしてあげたいなと思ひましたので、何かこの間の会でいい案というのはあるんですか。名前は「一生懸命」という名前だったんですけども、これ私たちは行ったからあれなんだけれども、今のこの委員会でも少しどういうことをしようとしているのか説明してほしいんですよ。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 自家用有償旅客運送ですけれども、令和3年に法令改正されまして、観光客も有償で自家用車を使って運送できるという制度であります。こちらのほうを活用するために八幡平エリアの事業者である秋八高原リゾート合同会社や、八幡平温泉リゾート協会が、まず最初に振興局で開催しておりました先進地視察などに参加しながら、市のほうも一緒に参加し、令和3年あたりからずっと取り組んできております。

こういった制度改正によって、いろいろな方向性を模索していたんですけれども、いよいよ自分たちでできるといった方向になりましたので、昨年の5月あたりから具体的な取組を始めたところで、今運行しております八郎太郎号は八幡平山頂から十和田湖までの路線で1日2往復を運行しておりますけれども、それでは観光客の利便性が高まらないのではないかとことを地元の団体の方々も言っておりました。そこでこれから3年、4年かけまして、八幡平エリアと十和田エリアの2方向に分けて、まず来年度からはこの制度を活用して八幡平エリアのほうの交通を観光客の利便性を高めようということを取り組んでいくことにしています。

2年間ほど実証を行った後、本格運行ということに持っていきたいんですけれども、デジタル等々を導入しながら国や県の補助制度もごございますので、そういったものを活用しながら整えていくことを考えています。

また、十和田湖方面につきましては、タクシー事業者もおりますし、小坂町とも昨年度協議しております。そちらのほうは、少人数でも稼働できる乗合タクシーの制度を活用して、再来年度以降から2年ほどかけて実証運行してまいりたいと思っております。

現在運行しております八郎太郎号を2エリアに分けて利便性の高い交通システムを確立し、観光客の誘客に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上です。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 今の浅石委員から出た意見と私は今回少し違う視点で。

一般質問、代表質問の市長の答弁で、今この自家用有償旅客運送委託という言葉が出てきたんですが、その中では、今実際実証実験をするのは志張温泉から頂上までの区間ですよ。それ、あえてそこを抜かしてしゃべっているもので、私聞かれたんですね。実際、「では全部やれるのか」と。要は「花輪から八幡平、どこでもそういう輸送ができるのか」と聞かれたものですから、もしかしたら市長はそこを……志張温泉から八幡平頂上の区間だよということを抜かして伝えてしまったのかなというふうに私は捉えてしまったんですけれども、そのように言われたものですから、その辺後で検証してもらって、そこは皆さんにやはり分かりやすく、この区間がもうバス路線がないよというところで、そういうところの実証実験ですという、そういうふうなしっかりとした言葉で伝えていかないと、すべからず八幡平全部できるのかなと、そういうふうに思っている方もおりましたので。それ私言われたので。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 その件につきまして、初年度は一気に鹿角花輪駅まで

となりますと、秋北バスで現在運行している路線もございますので、これから3年ほどかけて協議をしていくという方向にしております。

来年度は、志張温泉から山頂まで。その次の年にはもう1つエリアを増やして、玉川温泉方面の2路線で。その次、令和8年度くらいになるかと思えますけれども、それまでに秋北バスやタクシー事業者などと話を詰めていって、最終的には鹿角花輪駅から八幡平山頂、十和田エリアにつきましても鹿角花輪駅から十和田湖といった方向に振り向けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 私が言ったのは、市長の答弁がそのようになっていたので、それを皆さんが包括的に八幡平全部すべからく回れるのかなというふうなことを聞かれたものですから、そこだけもう一度検証してみてください。

○成田委員長 黒澤部長。

○黒澤産業部長 やはり正しい情報が伝わらなければいけないと思っておりますので、皆さんに説明する際には正しい情報を伝えたいと思います。

○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 151ページの0350、今市長の話ということで思い出しました。鹿角観光ふるさと館管理費ということで、金澤大輔議員の一般質問、全くもって答えになっていなかったわけです。「DM〇等々、たくさんお支払しております」という、訳の分からない話をしてと思いつながり聞いていたんですけども、担当としてはやはりある程度の管理費であったりとか、あそこは24時間開いているトイレがあったりとか、それが本当に結構な規模です。冷暖房も必要ですし、そういったものも含めると、やはりそういったものはしっかりと考えなければならないのかなと思っておりますけれども、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

○成田委員長 金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 指定管理の更新の時期でしたので、大湯だけではなくて、鹿角観光ふるさと館についても指定管理料を計上できるように検討を進めてきた経緯があります。リニューアルをして、公益部分が増床となったこと、あるいはコロナ禍やこうした燃料あるいは電気代の高騰というような経緯を踏まえて、やはり管理する経費が高まっている、こういった環境を踏まえまして、特に公益的な管理に係る経費については指定管理料で見たいなということで調整を行ってきたところですが、残念ながら予算の計上までには至っておりません。

その至らなかった理由としては、公社の経営状況をもう少し見たほうがいいのかという

ようなことも市内では意見が出されましたので、必要であれば、例えば経営の診断を試みるとか、経営計画というような計画の策定を働きかけてみるとか、少しその辺、こちらでも手法を検討しながら、我々としてはその指定管理料の必要性は高まっていると考えていますので、引き続き予算化できるように作業を進めていきたいと考えております。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 担当が考えてもどこかで潰される可能性もある話なんですけど、ただ現実的には、経営を見る前に、ならば私が社長だったら夜トイレを閉めます。そこで赤字がどうのこうの言われるのであれば。それが商売人の考え方だと思います。ただ、その部分はこういった意味であんたらあにお願いしているのかということもあると思います。収益以外の事業も多いはず。「陽気な母さんの店」と比べてはいけないし、あそこは物販をするのが目的の建物ですから。

なのでそういった部分、鹿角市の顔であったり売り込みであったり、物産の顔であったり訪れる方の玄関口としてのサービスであったり、お金で計算できない部分のほうがすごく大きい。そういった目的であそこにつくった施設だと思いますので、そういうことを重々分かっていると思いますけれども、踏まえていただいて、今後とも検討をよろしくお願いします。

○成田委員長 金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 委員の意見も十分に我々のほうでも受け止めながら、できるだけ早期に指定管理料を予算づけできるように、理論武装をしながら進めていきたいと思っております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 同じページの0305「湯の駅おおゆ管理費」。先ほど説明で湯の駅おおゆ植栽管理業務委託料が、市が直営ですというお話ですが、どうして市が直営されるんですか。

○成田委員長 泉澤副主幹。

○泉澤産業活力課副主幹 こちらに関しましても、両道の駅とも指定管理更新の時期に当たって、改めて業務の内容を精査しまして、植栽管理に関しましては、当初は徐々に指定管理者の部分でできる部分を増やしていこうということで進めてまいりましたけれども、やはりビオトープの維持ということではかなり専門性の高い部分がある部分がありまして、それを指定管理者に移していくというよりは、やはりこちらの市のほうで直接委託をして、入札の上で業者を決めて進めていただいたほうがよろしいのではないかとということで、今回は委託料ということで進めております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 確かにビオトープを私も見て、本当に管理が行き届いていなくて、ボウフラが湧いていたり、そういうところもあったんです。水が濁ったり。ぜひそのような形できちんとやっていただ

きたいですよ。

それから関連で申し訳ないのですが、私毎年聞いているんですが、湯の駅おおゆの経営状況、決算内容というのは令和5年度はもう出ていますか。教えてください。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 令和5年度はまだ出ていないです。「令和4年度でもいいです」の声あり) 令和4年度は350万円ほどの黒字になっております。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 令和5年度の見通しはどうか。見通しだけでもお願いしたいです。

○成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 見通しはまだ全く出ておりませんが、毎月定例ミーティングを行っている中では、コロナは明けたものの、明けたことによってすごく入り込みが増えたというよりは横ばいで推移しているといった状況でございますので、令和4年並みかなという印象を受けております。

以上です。

○成田委員長 湯瀬副委員長。

○湯瀬副委員長 私も湯の駅おおゆについて少し聞きたいんですけども、一般質問で聞いた話でもありますが、毎回指定管理料を出していて、収益が安定しないとかという理由もあると思うんですけども、その理由としてはやはり飲食ブースが小さくて、あれでは本当に人が来ても入れないし、まず道の駅のほうからも「全体の2割も収益があそこで出ない」と。普通だったら飲食で5割は出せないやっつけいけないような話をしたんですけども、実際、改修して増やすという最初の計画の段階では、どのくらいの見積もりだったんですか。

○成田委員長 泉澤副主幹。

○泉澤産業活力課副主幹 建設費用ということですか。「はい」の声あり) 建設費用で言いますと、当初はたしか7,000万円程度ということで検討しておりましたが、いろいろ設計を——厨房の空調だとか、メニューによって厨房の拡張が必要になったり、あとは座席の増床ということで、その厨房を含めて総面積が増えることで、現在の消防設備ではとても対応できないというような状況もありまして、倍以上、1億5,000万円以上の建設費に膨れ上がったということもありまして、計画を凍結したというところでございます。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 同じところの話なんですけど、確かに諸々で高がついたと。当初、隈 研吾さんの、増築

に関してもその設計をそこにこだわって高くついたというのがあったと思います。ただ、あの当時ではまず一旦凍結で、いずれ何らかの方法を考えなければならないような動きだったはずなんですけれども、そもそも湯の駅おおゆ自体は、大湯の方々が湯地域の発展であったり親交であったりPRのために自分たちでやると言ったので、隈 研吾さんにこだわって、誰が見たって売上げが上がらないああいう建物になったわけですよ。ところが途中で、やると言われた方が逃げてしまって、それで急ぎょ今のところに業務委託をしたという形です。

それでいて数字がどうのこうの言われるのであれば、売上げが上がらない原因はやはり潰していく必要はあるのではないかなど。もしくは売上げに文句を言わないか。流れが分かっている方だと皆そう思うと思います。

そういった意味も込めまして、飲食スペースの何らかの形での増床であったりとか、あの建物をいじらなくても何らかの形で……なんだろう、ハード面で売上げを上げる方向に持っていけるようなことをやはり今後考えていかなければならないのではないかなど私は思います。特に答えはいいません。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。館花委員。

○館花委員 157ページのコード0210、湯瀬の湯坂線の融雪、念願かなって一般質問の成果がようやく出たなと思って私もありがたく思っておりますが、今説明の中で、湯坂の区間、踏切から25メートル、この区間を今年度を実施するという説明を受けました。こちらはこれで6,200万円もかかるものなのでしょうか。

また、その続きというか、最終的には下までというところになるんですが、その予算的には総体的には幾らくらいになるのか教えていただけませんかでしょうか。

○成田委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 来年度の湯坂線の工事区域になりますが、先ほども説明いたしました国道から踏切まででこの費用がかかります。それで、要は既設のコンクリート舗装の取り壊しとか、電気融雪に変えますので、さらにコンクリート舗装を実施する。あと受電盤の設置等になります。

次年度になるんですが、踏切から湯瀬ホテルさんの前まで120メートルほどですが、そちらのほうは次年度に実施する予定となっております。総工事費は、今のところ1億6,000万円ほどかかり

ますので、次年度はその差額分がかかるという形になります。

以上です。

○成田委員長 田口課長。

○田口課長 若干訂正します。6,000万円の内訳ですけれども、湯坂線の工事費が3,500万円くらい。

それで、残りの2,500万円は六日町三日市線の工事、受電盤の更新がありますので、そちらのほう
が2,500万円ということで合計6,000万円という内訳となっております。

以上です。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 本当に湯瀬地区の方、本当にここが怖いところだということで、すごく「いつやって
くれるのか」と常々言われておりましたので、今度は電気ですから湯が足りないとかそういうこと
がないでしょうから、しっかりと工事をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、次に、11款災害復旧費について、質疑・ご意見等がございまし
たら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第22号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第22号中、当常任委員会所管の予算については、原案
のとおり可決すべきものと決します。

○成田委員長 次に、議案第26号「令和6年度鹿角市上水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 予算書の293ページをお願いいたします。

議案第26号「令和6年度鹿角市上水道事業会計予算」です。

第1条、令和6年度鹿角市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容についてご説明いたします。

第3条は収益的収支の予定額であります。水道事業収益が6億1,236万円、次のページ、294ページをお願いいたします。水道事業費用が6億8,898万9,000円であります。

第4条、資本的収支の予定額は、資本的収入が1億6,111万9,000円、次のページ、295ページをお願いいたします。資本的支出が4億519万9,000円であります。

第5条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和6年度水道給水装置等設備資金利子補給費補助金及びその損失補償を令和11年度までとしております。令和7年度に検定満了を迎える量水器交換修繕は年度初めから円滑に行うため、令和6年度中に契約行為を行うために定めるものです。

次のページ、296ページをお願いいたします。

第6条、企業債の目的等を表のとおり定め、限度額は、浄水施設整備事業は7,560万円、配水施設整備事業は4,660万円とし、利率は6.5パーセント以内であります。

次のページをお願いいたします。

第10条、他会計からの補助金は、統合簡易水道事業に係る企業債利息に対して302万6,000円、償還元金に対して1,788万9,000円、職員の児童手当に対して59万6,000円と定めます。

令和6年2月29日提出。鹿角市長。

324ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の1款1項1目給水収益は、有収水量215万9,580立方メートル分の水道料金5億2,541万4,000円、次のページ、325ページに移りまして、2項3目長期前受金戻入5,380万2,000円は、補助事業等で整備した固定資産の減価償却費に対応する補助金相当分を計上しております。

4目雑収益のその他雑収益、説明欄の2段目、「下水道使用料等徴収事務費用負担金」1,678万6,000円は、公共下水道等使用料を水道料金と合わせて徴収を行っておりますことから、事務費用負担金として収入するものであります。

次のページをお願いいたします。

支出ですが、1款1項1目原水及び浄水費は、浄水場等の浄水施設に係る経費で、主な支出ですが、委託料として、「電気計装機器保守委託料」343万9,000円、次のページに移りまして、「水質検査委託料」341万1,000円、「浄水場運転管理委託料」3,689万3,000円などであります。

また、動力費として電気料6,271万2,000円、薬品費として2,388万2,000円を計上しております。

す。

次のページ、328 ページに移りまして、2 目配水及び給水費は、配水施設の管理経費で、主な支出は、委託料として、「上水道台帳システムデータ作成委託料」591 万 8,000 円や「漏水調査委託料」322 万 3,000 円、次のページに移りまして、修繕費として、「配水管漏水修繕費」650 万円、検定満了による「メーター等取替修繕費」5,437 万 7,000 円などを計上しております。

3 目受託工事費 453 万 2,000 円は、配水管更新工事に伴う給水管の接続に要する工事費です。

4 目総係費は、営業業務の経費で、主なものは、次のページ、330 ページに移りまして、委託料として、「水道料金等徴収委託料」5,359 万 9,000 円、「コンビニ収納代行委託料」100 万 3,000 円などを計上しているほか、老朽化してきている水道施設の適正な管理を行うため、令和 6 年度では花輪系の「整備計画策定委託料」として 1,628 万円を計上しております。

333 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入の 1 款 1 項 1 目補償金 1,414 万 4,000 円は、県などが実施する花輪大堰改修工事などに関連した水道管の移設補償金です。

2 項 1 目他会計補助金 1,788 万 9,000 円は、旧簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計からの補助金です。

3 項 1 目企業債 1 億 2,220 万円は、浄水及びに配水施設整備事業債です。

次のページ、334 ページをお願いいたします。

支出の 1 款 1 項 2 目浄水施設整備費の工事請負費 7,560 万 9,000 円は、十和田浄水場ろ過池配管及び電動弁の更新工事などの費用となります。

3 目配水施設整備費では、次のページ、335 ページの工事請負費 5,353 万 7,000 円において、「消火栓新設工事」3 基分のほか、老朽配水管の更新工事が主な内訳となります。

4 目他事業関連施設整備費 2,103 万 2,000 円は、花輪大堰改修工事などに関連した配水管移設に要する費用となります。

以上で議案第 26 号の説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 330 ページの委託料のところ、先ほど説明がありました「花輪系水道施設整備計画策定委託料」、具体的には花輪水道系の施設というのは浄水場のことでしょうか。それとも違ったような施設の話でしょうか。

○成田委員長 金澤技術監。

○金澤上下水道課技術監 兼 上下水道班長 これは、花輪浄水場だけではなく、配水施設全てです。
配水池から花輪の浄水場、それから機械施設とか、配水管など全て基本的な調査をいたしまして、それに基づいて整備計画を立てるという予算です。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 具体的にはこれから調査しながらだと思えますけれども、おおよそ何年後くらいで大きな工事になる予定でしょうか。

○成田委員長 金澤技術監。

○金澤上下水道課技術監 兼 上下水道班長 今まだそこまではいってなくて、来年度が花輪系を調査します。7年度に十和田系を調査しまして、8年度にそれらを全部合わせた整備計画というような形のものをつくろうと思っておりますので、その時点で大体の時期が分かります。

○成田委員長 大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 イメージとして、もしかして建て替えをイメージされているかもしれませんが、それも含めてこの委託で大規模な改修を行うのか建て替えを行うのかというのも、そういったものもこちらの委託で判断していくということですので、まだ建て替えとかというものでイメージはしないでください。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第27号「令和6年度鹿角市下水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 続きまして、337ページをお願いいたします。

議案第27号「令和6年度鹿角市下水道事業会計予算」です。

第1条、令和6年度鹿角市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容をご説明いたします。

第3条、収益的収支の予定額は、下水道事業収益及び下水道事業費用ともに、8億9,195万5,000円であります。

次のページ、338ページをお願いいたします。

第4条、資本的収支の予定額は、資本的収入が4億8,194万6,000円、資本的支出が7億1,581万円であります。

次のページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和6年度の公共下水道及び農業集落排水に係る水洗便所改造資金あっせん利子補給費補助金とその損失補償を令和11年度までとしております。

第6条、企業債の目的等は表のとおり定め、限度額は、下水道整備事業は7,260万円、資本費平準化は1億2,710万円とし、利率は6.5パーセント以内です。

次のページをお願いいたします。

第10条、他会計からの補助金は、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計から補助を受ける金額を6億2,603万6,000円と定めます。

令和6年2月29日提出。鹿角市長。

369ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の1款1項1目下水道等使用料は、公共下水道、農業集落排水、合わせて2億8,222万5,000円と見込んでおります。

2項2目他会計補助金は、一般会計からの補助金で4億416万9,000円を計上しております。

次のページに移りまして、3目長期前受金戻入2億269万1,000円は、補助事業等で整備した固定資産の減価償却費に対応する補助金相当分を計上しております。

次のページをお願いいたします。

支出の1款1項1目管渠費は、公共下水道及び農業集落排水における管渠やマンホールなどの維持管理費に係る経費で、主なものは、委託料として、「下水道台帳システムデータ作成委託料」402万6,000円、流域下水道に流入する汚水の水質検査232万7,000円、テレビカメラによる管渠調査費754万6,000円などとなります。

次のページをお願いいたします。

2目ポンプ場費は、2か所の真空ステーションの維持管理に係る経費で、主なものは、「真空ステーション等保守管理委託料」です。

3目処理場費は、湯瀬及び農業集落排水3か所の処理場の維持管理に係る経費で、主なものは、

「湯瀬浄化センター保守管理委託料」のほか、次のページに移りまして、動力費として 1,185 万 4,000 円などとなります。

5 目業務費は、水道料金と合わせて徴収している下水道使用料及び農業集落排水使用料の料金徴収に係る負担金です。

375 ページをお願いいたします。

7 目流域下水道管理運営費負担金は、秋田県が運営する汚水最終処理場及び県北地区広域汚泥資源化施設の維持管理費への負担金であります。

377 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入の 1 款 1 項 1 目国県支出金 5,650 万円は、社会資本整備総合交付金で、資本的支出の 1 款 1 項 1 目管渠建設改良費に充当するものです。

2 目他会計補助金は、企業債の償還元金などに充当するための一般会計からの補助金です。

次のページをお願いいたします。

支出の 1 款 1 項 1 目管渠建設改良費ですが、主なものとして、「下水道管渠整備工事費」1 億 1,358 万 6,000 円は、小豆沢地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続するための下水道管の工事費用となります。

3 目流域下水道鹿角処理区建設費負担金 1,676 万 6,000 円は、秋田県が管理する流域下水道施設の更新に係る費用の負担金となります。

以上で議案第 27 号の説明を終わります。

○**成田委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** 少し話はそれるかもしれませんが、動力用電力費で、こちらの電力の仕入れは現状はかづのパワーなんですか。

○**成田委員長** 美濃山副主幹。

○**美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長** こちらの契約は東北電力になります。その理由としましては、かづのパワーは現状こちらの下水道の施設に関しては東北電力より高い単価になるということで、やはりこちらとしては経営最優先ということで東北電力と契約しております。

ちなみに上水道事業会計における、花輪浄水場につきましては、その施設につきましてはかづのパワーと今年の 2 月から東北電力から切替えて契約して、電気の供給を受けております。

以上です。

○**成田委員長** 栗山委員。

○栗山委員 であれば、料金の問題があると思うんですけども、かづのパワー自体が順調に進んでいて、安く提供できるようになればウインウインの関係ができるというふうに、切替えがあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 そのようにこちらでも考えております。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 27 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、6 陳情第 1 号「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情について、審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。浅石委員。

○浅石委員 この陳情は、あきたこまち R から全面的に切り替えるのを辞めて、従来のあきたこまちも生産できるようにという陳情であります。今まで県からの説明では、あきたこまち R とあきたこまちの種子をやった場合に混ざる可能性がある、現実的には不可能だと私は聞いております。

それと、直接あきたこまちを販売している農家では、自家採取、自分で種を取ったり、他県からあきたこまちの種を買ってきて栽培してやる事例もあるそうなので、今回の陳情の内容には少し疑問を感じます。

また、こういった陳情を採択してしまうと、いろいろな世の中に不安材料になりかねないということもあります。なんで反対したいのか分かりませんが、私たち米農家としては、重金属、カドミウムを吸わないために穂が出る少し前から、約 25 日間くらいの水張りをします。それで、その背中が出るというのは土が見えるということですが、そういう状態になってしまうとやっぱり重金属を吸う可能性が高くなるんですけども、特に今年が危ないのは、冬場に雪がないとなると、一番必要な水を入れるときに水が来なくなる可能性がある。そうすると秋になったら売り物にならない米になってしまうという可能性もあるんです。

そういった危険性もありますので、あきたこまちRは現状本当に重金属を吸わないというデータも出ていますし、今日本で米が余っているんで、米が売れない一つの原因に重金属の基準が諸外国は厳しいと。そういったものをクリアしてくれるということなんで、あきたこまちRに切り替えることは大変いいことだと思いますので、私は今回の陳情に対しては不採択としたいと思います。

○成田委員長 湯瀬副委員長。

○湯瀬副委員長 私は以前からもこの件に関しては懸念していることなので、賛成なんですけれども、今の意見を聞いた分には、切替えが選択できるようになっているようなので、そちらを選択すればいいだけだと思います。

県南のカドミとか少ないところは、「なんで切り替えるんだ」と。それで、切り替えたためにそういう不安もあるという、あっちのほうはすごくそういう人たちが多いわけなのでこういうのが来ていると思うんです。だから、それを選べるというのはそっちのほうがいいのではないかなと私は思うので、賛成します。

○成田委員長 そのほかの方のご意見をいただきたいと思います。戸田委員。

○戸田委員 当初、県のアンケートには全面切替え賛成ということで、そのスタンスは今も変わりませんので、この陳情に対しては私も不採択です。

○成田委員長 館花委員。

○館花委員 私も不採択のほうでお願いしたいと思います。今、浅石委員が言われましたとおり、我々農業従事者としては、米の販売が一番大きいところもあります。まして、今年雪が少ない、これに伴い本当に水の供給がままならなくなるかもしれません。こういったことに関しましてこれからそういうのが年々多くなったりする可能性もございますので、できればあきたこまちRに切替えを推奨していただきたく、私は今回は不採択にさせていただきます。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 前回も同じようなものが出て、私はたしか継審にしたわけですが、現状もう数で不採択が決まりましたので、できれば浅石委員のほかにもちゃんとした農家さんの話をもっと聞きたいなということは思いましたが、いずれ、議会とかにこういう陳情が上がってきていますけれども、農業団体その他、農家の皆様たちが自分たちで判断して、その中で決まったことであれば、それをよしといいのではないかなと。ただその代わり、私が以前から懸念しているのが、やはり一気に切り替えるということは何かトラブったら一気にこけるぞという怖さがありますので、そのときも自分たちで責任を取っていただければなど。

そういった意味を込めて、責任が取れるのであれば、私たちがイエス・ノーを言う話ではないの

かなと思いました。要するに、不採択です。

○成田委員長 意見が分かれておりますので、挙手をお願いします。

初めに、本陳情を採択すべきとする委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○成田委員長 挙手少数であります。よって、採択すべきものと決することについては否決されました。

次に、本陳情を不採択とすべきとする委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○成田委員長 挙手多数でございますので、6 陳情第 1 号につきましては、不採択すべきものと決します。

次に、6 陳情第 3 号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情」について、審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思えます。館花委員。

○館花委員 採択をお願いします。

○成田委員長 浅石委員。

○浅石委員 同じく採択でいいと思います。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 採択です。

○成田委員長 栗山委員。

○栗山委員 細かいところはさておき、今そういう流れでしょうから採択でよろしいかと思えます。

○成田委員長 湯瀬副委員長。

○湯瀬副委員長 採択をお願いします。

○成田委員長 それでは、本陳情を採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、6 陳情第 3 号につきましては、採択すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○成田委員長 次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。

○成田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○成田委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、18日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 59 分 閉会